

航空従事者養成施設指定書

殿

航空法第 29 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり指定する。
また、課程についての限定は課程についての限定事項のとおりとする。

記

航空従事者養成施設の名称	
航空従事者養成施設の主たる所在地	
備 考	

年 月 日

国土交通大臣



航空従事者養成施設指定書の課程についての限定事項

航空従事者養成施設における課程	左の課程を修了した者についての実地試験の免除

年 月 日

国土交通大臣

